

CASE

1 平成12年1月以後、S株式会社は取引先のG株式会社から何度か買掛代金債務の支払猶予や事業の運転資金の融資を受けているが、この最初の融資の時に、代表取締役B₁と専務取締役B₂が、それぞれ「SのGに対する一切の取引上の債務について保証する」旨の本件保証契約をGとの間で締結した。本件保証契約には、存続期間や責任限度については、何の定めも置かれていなかった。また、同時にB₁は、自宅の土地・建物に、「SとGとの売買契約・金銭消費貸借契約から生じる一切の債権および手形・小切手債権」を被担保債権とする極度額6,000万円の根抵当権をGのために設定し、Gは登記を備えた。平成15年2月、事業拡大に積極的なB₁と経営方針で対立したB₂は、本件保証契約についてはとくに何の措置も行わないまま退社し、B₂の代わりとして専務取締役に就任したB₃が、Gとの間で本件保証契約と同内容の保証契約を締結した。B₂の退社時点でのSのGに対する債務は6,000万円であったが、その後、Sは、Gからさらに融資を受けて事業を拡大し、現在では累計9,000万円の金銭債務をGに対して負っている。平成17年2月、Sは事実上倒産し、不動産や在庫商品などのめぼしい財産はほとんどない状態である。

2 平成12年2月、M₁とその内縁の配偶者であったM₂は、共同して、Xとの間でX所有のアパートの420号室を、期間2年・賃料月額8万円・敷金24万円・礼金8万円で借りる契約を結び、敷金・礼金合計32万円を支払って420号室の鍵の引渡しを受け、即日入居した。Xから保証人を求められたMらは、M₁の父Aに依頼したが、M₂と折り合いが悪くMらの結婚に反対していたAは、M₁の債務についてしか保証しないと頑強に主張した。そのため困ったMらは、M₂の弟BにもMらの債務の保証人になってもらうことでXの了解を得た。保証は、賃貸借契約書の末尾に、「借借人が貸借人に対して負う一切の債務を保証します」という文字が印刷されており、その下の「保証人欄」に、A・Bが住所・氏名を書いて捺印するという形でなされた。Aは、自分の署名の上の空欄に「(M₁の債務についてののみ)」と書き添えた。

本件賃貸借契約はとくに問題を生じることなく2回更新された。その間の平成15年末にAが死亡して、M₁と妹Yの2人がAを相続した。Yは結婚して遠方に住んでおり、Aの葬式の際にM₁と数年ぶりに顔を合わせただけで、AがM₁の本件賃貸借契約について保証人となっていた事実も知らなかった。

平成16年3月、M₂が会社をリストラされて定職を失ったことをきっかけに、M₁とM₂の仲が険悪化し、M₁は本件アパートを出ていった。同年4月から3か月間家賃が滞納されたことから、同年6月末、Xは、A・Bに連絡を取って滞納家賃を支払ってもらおうとした。ところが、Bは転居していて連絡先が不明、Aは死亡していたことがわかり、XはYに滞納家賃分の支払いを請求したが、Yは支払いを拒んだ。その直後の同年7月10日、M₂はガス自殺を図って死亡したが、ガス漏れから引火爆発事故が起こって、本件アパートに2,000万円相当の修理費を要する損傷を与えたほか、隣近所の入居者にも多数の怪我人が出た。

【Keypoints】

- ・連帯保証の要件
- ・保証債務の存続期間と範囲
- ・根保証と根抵当の異同および両者が重なる場合の債務の限度
- ・保証債務の同一性と非金銭債務の保証

- ・事前の通知と事後の通知、相殺の抗弁との関係
- ・一部弁済と免除の場合の法律関係
- ・保証人の資格
- ・保証債務の相続性
- ・無限定な根保証の場合の保証人の責任制限の方法
- ・2004年改正法の改正点

【Questions】

まずは**CASE1**から。以下では簡略化のため、遅延損害金や利息等のことは考えない。

[01] Bらの保証債務は、通常の保証債務か連帯保証債務か。理由を付けて答えよ。

[02] 平成15年2月に退任したB₂は、なお保証債務を負うか。

[03] B₁が設定した根抵当権では、本件根保証契約と異なって、「SとGとの売買契約・金銭消費貸借契約から生じる一切の債権および手形・小切手債権」と被担保債権の記述が限定的になっているが、なぜか。

[04] 本件包括根保証契約で負うB₁の債務は限定されないのか。

[05] 専務取締役就任時に追加的にGとの間で根保証契約を締結したB₃が、S社の財務状況につき誤認していたり、虚偽記載をした財務諸表に基づいて代表取締役B₁に欺かれていたとすると、そのような事実は、G・B₃間の根保証契約に影響を及ぼすか。

[06] 平成16年の年末、S・G間では、SからGへの商品αと土地βの売買契約が結ばれ、代金の一部は、GからSにすでに支払われていた。ところが、Sはαの仕入れ先に代金が支払えなかったため、約定の期日にαをGに引き渡すことができなかった。また、βは右売買契約時にはB₃が所有しており、B₃は、Sの立て直しのため、βをSに安価で提供することに内諾をしていたが、平成17年に入って、Sからまったく代価を得られる見込みがなくなったと判断し、意を翻してSへの売却を拒絶している。

[06-01] Bら保証人は、αの引渡しについても保証債務を負うことになるのか。

[06-02] B₃が、Gからβの所有権移転を求められたとするとどうなるか。

[07] B₂も9,000万円全額の保証債務を負うものとして考えてみる。SがGに対して2,000万円の債権を有し、B₂がGに3,000万円の債権を有している場合、Gから9,000万円の請求を受けたB₃は、どのような主張をすればよいか。

[08] [07]でGから請求を受けたのがB₂だとすると、すでに退社してSがGに対して反対債権を有しているか否かわからない可能性があるが、その場合にはどうなるのか。

[09] [07]でB₃がGに9,000万円を支払ってしまった場合にはどうなるか。

[10] 仮にSにまだある程度の資力があり、B₁がSを代表して債務を弁済する場合を考えてみる。

[10-1] Sは、B₂やB₃に対して通知をする必要があるか。

[10-2] B₂が有している反対債権の存在を知っている場合に、S（B₁）は、相殺の主張ができるか。逆に、GがBらに負っている債務とSに対する債権を相殺するとの主張は可能か。

[11] B₂が2,000万円だけGに弁済して残額の債務の免除を受けた場合、後の関係はどうなるか。

[12] **CASE1**のような事例は、2004年の法改正でどのような影響を受けるか。

次に**CASE2**について。

[13] 本件の保証債務は通常保証か連帯保証か。契約直後でAが存命のとき、Mらが3か月

分の家賃24万円を滞納したとすると、XがAに請求できたのはいくらか。

[14] 本件保証が通常保証だとすると、XがAやBに保証債務の履行を請求する場合に、「主たる債務者がその債務を履行しない」(446条1項)ことを主張・立証する必要があるか。

[15] 保証人となったBが当時働いて独立した生計を営んでいたものの18歳であり、法定代理人の同意を得ずに保証契約を結んでいたとするとどうなるか。

[16] 賃貸借契約の更新によって自動的に保証契約も更新されていると考えて良いか。

[17] 2年ごとに賃料額が見直されて、最初の更新時に月額9万円、次の更新時に月額10万円に値上げされていたとして、そのことにつき個別的に保証人の同意を得たり、保証契約を明示的に更新していなかった場合、XはBに対して、滞納された3か月分30万円の支払いを求めることができるか。

[18] XはYに対して滞納された3か月分30万円の支払いを求めることができるか。

[19] Yは、M₂が引き起こしたガス爆発事故によりXの被った損害についても責任を負うか。

[20] **CASE2**のような事例は、2004年の法改正でどのような影響を受けるか。

【Materials】

A (必読判決と文献)

- ・①最判平成6年12月6日判時1519号78頁
- ・②大判大13年1月30日民集3巻53頁
- ・潮見 [第2版] 421～478頁 (439～447頁を除く) もしくは『債権総論』の教科書・体系書
もしくはコンメンタールの保証債務の個所で消滅時効関連以外の部分。

B (判例の理解の参考となる解説)

- ・道垣内弘人・①解説・「金融判例100」金法1581号134頁

C (応用・発展的な検討の参考になるもの)

- ・吉田徹・筒井健夫・眞田寿彦・西江昭博「保証制度の見直し等に関する民法改正の概要(上)～(下)」金法1728号15頁以下、1729号43頁以下、1730号65頁以下：立法担当官の公式の説明。
- ・松岡久和「保証の成立とその効力」加藤一郎・林良平編『担保法大系 第5巻』2頁以下(金融財政事情研究会、1984年)：とくに「内容同一性」概念が不要だとする7～8頁を参照。